

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則.....（自然環境課）	65
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（農業経営課）	66
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	66
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	66
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	66
○土地改良事業の施行の同意.....（農業施設管理課）	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	66
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	67
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	67
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....（経理課）	67
公 告	
○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成17年度決算の要旨（市町村課）	67
支 庁 告 示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分（3件）.....	72
道選挙管理委員会告示	
○函館市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表.....	73
○留萌市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表.....	73
規 則	
北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年6月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第98号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「運送する自動車」の次に「若しくは馬車」を加える。

第20条中第90号を第91号とし、第89号の次に次の1号を加える。

⑨⑩ 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
イ 風致の維持のために行われる措置の内容
ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

第35条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

⑪⑫ 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
イ 風景の維持のために行われる措置の内容
ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年 4月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三石土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成17. 9. 5	理 事	川 端 孝 造	日高郡新ひだか町三石美野和452番地
退 任	同 18. 3.20	同	村 井 兵 作	三石郡三石町字本町184番地

北海道告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成18. 6.16	恵庭土地改良区
同	南長沼土地改良区
同 18. 6.19	訓子府土地改良区

北海道告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年 6月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
八 白	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ）	北海道檜山支庁
大 矢 谷	同（区画整理、農業用排水）	同
西 丹 羽	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水）	同
檜 山 北	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きょ）	同

北海道告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年 6月12日、広尾町を行う土地改良（尾張地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年 6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	解除に係る保安林の所在場所	河東郡士幌町字ウリマク2の1・3の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解 除 の 理 由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を土別市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年農林水産省告示第731号のとおりである。

平成18年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

土別市上土別町2727の1所在の森林について所有権を有する

金 井 昭

北海道告示第577号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項生田原町農業協同組合及び丸瀬布町農業協同組合の事項を削り、同項えんゆう農業協同組合の事項中「同遠軽支所」の次に次の2事項を加える。

同白滝支所

同生田原支所

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計
組 合 員 数(人)	36,932	1,205	158	5,023	9	1,269	44,596
給 料 月 額(百万円)：長期	12,353	447	97	1,595	4	0	14,496
〃：短期	12,467	451	116	1,595	0	385	15,014
一人当たり給料月額(円)：長期	334,484	370,620	617,226	317,540	428,733	0	334,576
〃：短期	337,592	374,576	734,844	317,540	0	303,208	336,762

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

北海道告示第578号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年7月3日から施行する。

平成18年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項三石町農業協同組合の事項中「三石町農業協同組合」を「みついし農業協同組合」に改める。

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び同法施行規程第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、平成17年度の決算について登載依頼があった。

平成18年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北 海 道 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年6月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 小 川 公 人

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
22	130	15	114	281

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	33	7	32	8	3	5	88

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
(収 入)									
負 担 金	11,261,143	31,903,207	339,065	491,198					
掛 金	10,357,144	18,382,417		491,198					
施 設 収 入 ・ 商 品 売 上					1,957,854			506,474	
基 礎 年 金 交 付 金		4,645,073							
利 息 及 び 配 当 金	6	9,209,753	10,557	104	135	1,139,334			
そ の 他 収 入	2,053,589	98,349		91,907	83,611	247,352	959,032	90,174	1,915,512
他 経 理 か ら 繰 入 金			156,760		444,120				
前 年 度 支 払 準 備 金	1,957,240								
前年度繰越長期給付積立金		390,881,570							
前 期 損 益 修 正 益	6	7,893	1	1	1,096	1	1	1	
計	25,629,128	455,128,262	506,383	1,074,407	2,486,816	1,386,687	959,033	596,649	1,915,512
(支 出)									
給 付 金	11,869,087	42,976,607							1,915,512
役 職 員 給 与			271,848	51,923	346,362	56,999	29,363	48,935	
旅 費 ・ 事 務 費			32,576	6,513	6,149	16,846	5,322	5,391	
商 品 仕 入					64,797			506,475	
飲 食 材 料 費					262,897				
委 託 費			45,075	8,695	131,338	810	5,197	830	
支 払 利 息					7,281	365,565	783,386	3,977	
連 合 会 払 込 金	361,220	2,094,001					44,517		

老人保健拠出金	4,909,643								
退職者給付拠出金	2,962,093								
基礎年金拠出金負担金		14,055,962							
他経理へ繰入金	60,191	96,570		444,120					
その他支出	2,588,610		133,496	516,741	1,534,304	15,106	44,064	30,242	
次年度支払準備金	1,940,240								
次年度繰越長期給付積立金		395,905,119							
前期損益修正損		3		3,737					
固定資産除却損					1,537				
計	24,691,084	455,128,262	482,995	1,031,729	2,354,665	455,326	911,849	595,850	1,915,512
差引当期利益(損失)金	817,484 120,560	5,023,549	23,388	42,678	132,151	931,361	47,184	799	0

短期の差引当期利益(損失)金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金です。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
(資産)									
流動資産	3,639,716	19,456,510	764,867	981,869	3,237,053	3,694,261	191,609	1,005,231	
固定資産		376,448,609	2,111	631	4,902,620	61,118,512	41,739,863		
計	3,639,716	395,905,119	766,978	982,500	8,139,673	64,812,773	41,931,472	1,005,231	0
(負債)									
流動負債	913,331	395,905,119	5,218	43,670	178,416	61,773,340	20,505	69,615	
固定負債	1,940,467		449,227	69,949	3,419,557	110,316	41,190,018	392,501	
剰余金又は欠損金	785,918		262,533	868,881	4,541,700	2,929,117	720,949	543,115	
計	3,639,716	395,905,119	716,978	982,500	8,139,673	64,812,773	41,931,472	1,005,231	0

北海道都市職員共済組合公告
北海道都市職員共済組合法第44条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年6月13日

北海道都市職員共済組合理事長 新宮正志

1 組合に属する地方公務員等

市	一部事務組合等	合 計
12	10	22

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一 般 組 合 員	市 長 組 合 員	特 定 消 防 組 合 員	長期・継続長期組合員	任 意 継 続 組 合 員	合 計
組 合 員 数（人）		16,584	12	1,944	3	527	19,070
給 料 月 額（百万円）	長 期	5,680	7	653	1		6,341
	短 期	5,719	10	653		175	6,557
1 人 当 た り 給 料 月 額（円）	長 期	342,416	620,000	336,078	388,900		341,938
	短 期	344,818	843,667	336,078		331,311	343,868

3 組合職員の数、次のとおりである。

（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	23	9	33	5	6	76

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
（ 収 入 ）									
負 担 金	5,221,409	18,581,123	160,468	404,609					
掛 金	5,290,714	9,322,231		404,483					
施設収入・商品売上					859,111				
基 礎 年 金 交 付 金		1,991,110							
利 息 及 び 配 当 金	5	5,228,655	30,107	20,833	148,244	993,226	125,317	3	
そ の 他 収 入	436,043	14,686	977	5,785	46,671		580,009		1,209,705
他 経 理 か ら 繰 入 金			81,993		256,000				
前 年 度 支 払 準 備 金	1,056,609								

前年度繰越長期給付積立金		212,515,920							
計	12,004,780	247,653,725	273,545	835,710	1,310,026	993,226	705,326	3	1,209,705
(支 出)									
給 付 金	6,252,584	31,594,323							1,208,833
役 職 員 給 与			190,287	83,795	247,435	52,876	51,176		
旅 費 ・ 事 務 費			17,703	2,958	3,744	4,361	547		
商 品 仕 入					21,971				
飲 食 材 料 費					145,687				
委 託 費			57	8,929	202,211	4,401			
支 払 利 息					25,940	358,656	485,709		
連 合 会 払 込 金	184,344						25,450		
老 人 保 健 拠 出 金	2,347,510								
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,546,657								
介 護 納 付 金	948,463								
基礎年金拠出金負担金		6,167,638							
他 経 理 へ 繰 入 金	31,471	50,522		256,000					
そ の 他 の 支 出	443,631	521	72,867	577,109	587,176	18,786	82,469		872
次 年 度 支 払 準 備 金	951,719								
次年度繰越長期給付積立金		209,840,721							
計	12,706,379	247,653,725	280,914	928,791	1,234,164	439,080	645,351	0	1,209,705
差 引 当 期 利 益 金	△ 701,599	0	△ 7,369	△ 93,081	75,862	554,146	59,975	3	0

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
(資 産)									
流 動 資 産	647,555	26,561,757	459,215	211,401	1,966,789	684,846	216,010	9,798	0
固 定 資 産		183,279,245	429,808		2,854,648	30,040,940	19,118,378		

繰 延 資 産										
欠 損 金	760,516									
計	1,408,071	209,841,002	889,023	211,401	4,821,437	30,725,786	19,334,388	9,798	0	
（ 負 債 ）										
流 動 負 債	456,352	281	2,315	24,825	76,389	28,793,362	557		0	
固 定 負 債	951,719		181,934	125,257	1,476,793	31,929	19,178,939			
剰 余 金	0	209,840,721	704,774	61,319	3,268,255	1,900,495	154,892	9,798		
計	1,408,071	209,841,002	889,023	211,401	4,821,437	30,725,786	19,334,388	9,798	0	

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第43号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に對し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年 6月27日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

- 1 住 所 北海道旭川市南2条通25丁目103番地の7
- 2 商号又は名称 未来エージェント
- 3 氏 名 山口 容子
- 4 登録番号 北海道知事(3)上第00367号
- 5 業務停止の期間 平成18年 6月19日から 8月17日までの間の60日間
- 6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道上川支庁告示第44号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に對し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年 6月27日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

- 1 住 所 北海道上川郡上川町字層雲峽
- 2 商号又は名称 フレンズ
- 3 氏 名 佐藤 正人
- 4 登録番号 北海道知事(2)上第00395号
- 5 業務停止の期間 平成18年 6月19日から 8月17日までの間の60日間
- 6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

北海道上川支庁告示第45号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に對し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年 6月27日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

- 1 住 所 北海道旭川市東旭川南1条8丁目3番12号
- 2 商号又は名称 翔（つばさ）
- 3 氏 名 谷口 充

4 登 録 番 号 北海道知事(1)上第00426号 5 業務停止の期間 平成18年 6 月19日から 8 月17日までの間の60日間 6 業務停止の範囲 新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付けの代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。	誤 上川郡新得町（国有林。 正 上川郡新得町（<u>以上 2 町</u>国有林。 2 左 17 誤 上川郡新得町（国有林。 正 上川郡新得町（<u>以上 1 市 2 町</u>国有林。
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第89号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定に基づき、平成18年 1 月29日執行の函館市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第 1 項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び渡島支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成18年 6 月27日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 北海道選挙管理委員会告示第90号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定に基づき、平成18年 3 月26日執行の留萌市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第 1 項の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び留萌支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成18年 6 月27日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 正 誤 ○平成18年 5 月 2 日（第1769号） 北海道告示第431号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 2 左 10	

